

司法試験予備試験に関する法科大学院に対するアンケート調査回答結果(概要)

文部科学省において、全ての法科大学院を対象に、予備試験を利用して法曹を目指す学生の動向等に関する状況について、自由記述により調査を実施。

調査結果全体について

予備試験に対する懸念を回答した大学： 54校／73校 (70%)

上記のうち司法試験の累積合格率が全国平均以上の大学： 12校／15校 (80%)

【参考：平成25年予備試験に関する状況】

出願時所属	受験者	合格者
司法試験の累積合格率が全国平均以上の15校について		
学部	1,609人	97人
法科大学院 (学生数4,403人)	952人 (22%)	141人 (3%)
司法試験の累積合格率が全国平均の半分未満の23校について		
学部	113人	1人
法科大学院 (学生数1,227人)	123人 (10%)	2人 (0.2%)

※司法試験委員会会議(第98回)配付資料及び文部科学省調査のデータに基づき作成。なお、法科大学院の学生数は平成24年4月1日現在のもの。

1. 法科大学院教育全体に与える影響

【予備試験が主流という認識、プロセスとしての法科大学院教育の軽視】

- ・今後、法曹をめざす学生のうち優秀な学生は予備試験合格による司法試験受験の道を選択し、それに伴って、各法科大学院の入学試験では、一部の上位校へ向かって合格者の吸い上げが加速し、閉校を余儀なくされる法科大学院がますます増加し、法科大学院を取り巻く状況は激変するものと考えられる。
- ・法科大学院に入学してきた学生も予備試験を受験する準備を進めていることから、本来の法科大学院教育において基本となる「プロセス」を重視する思考がなかなか身に着かず、短絡的に結論だけを求める思考様式を抜け出ることができない者が増加してきている。また、学部時代から予備試験の勉強だけをしてきた学生が法科大学院に入学することが多く、広い教養や外国語を含めた他分野の知識、さらには社会人としての基本的なマナー等に欠ける学生が増えてきている。
- ・「予備試験で受からなかった人が行くのがロースクール」という印象が定着し、予備試験の拡大によって、法科大学院教育は崩壊寸前の状況にあるといっても過言ではない。

【受験対策意識が強くなりつつある現状】

- ・法科大学院教育と完全に矛盾するわけではないものの、受験対策意識が強くなり、優れた法曹養成という視点が弱くなっていくとの懸念がある。
- ・予備試験の利用者増により、法科大学院制度の本来の趣旨であるプロセスによる法曹養成の理念から離れ、司法試験に受ければよいという風潮を醸成している。

【幅広い教育を行うという法科大学院教育の理念の実現に支障】

- ・学部段階で予備試験に合格して、法科大学院に入学しないで自宅学習で司法試験の準備をする者がいるようであるが、優秀な学生に（基礎法学・隣接科目も含めて）幅広く奥行きのある教育を行うという法科大学院の理念が実現できなくなる。

【予備試験で問われる範囲と法科大学院教育の範囲との不整合】

- ・予備試験においては基礎法学などの知識・知見をどのようにはかっているのか不明であり、同じ司法試験受験資格を与える制度として法科大学院制度と司法試験予備試験制度はバランスを失している。

2. 法科大学院の授業・教育活動に与える影響

【予備試験の実施日やその直前期に出る影響】

- ・予備試験実施日と法科大学院の授業日が重なった場合に法科大学院学生のかなりの数が必修授業を欠席した例がある。
- ・予備試験の日程と重なるとの理由で、授業日の調整、授業の欠席許可を要望した学生がいる。
- ・予備試験実施日程前後に法科大学院学生が欠席する、予習が疎かになり、数が大きくなれば悪影響が強く懸念される。

【学生の授業等に対する取組の変化】

- ・法科大学院の授業と平行して予備試験の受験準備を進めている学生が多く、本来必要な授業の予習・復習が疎かになっている者が見られる。このため、問題解決に至る柔軟な思考を養う対話型のソクラテス・メソッドによる授業が、十分な効果を発揮できない状況も散見される。

- ・法科大学院では必ず履修すべきものとされている「基礎法学・隣接科目」「展開・先端科目」が予備試験の科目として置かれていないため、予備試験ルートの方が勉強すべき範囲が狭い。このことが法科大学院においても『基礎法学・隣接科目』および『展開・先端科目』を軽視する傾向が広まる要因となっている。
- ・法曹資格取得のためのショートカットとして予備試験受験の意向を示す者は一定数おり、授業への影響（予習不足、受験情報の流布等による浮足立った雰囲気など）が生じ始めている。
- ・予備試験受験・合格により法科大学院を早期に退学することを目指している学生もおり、法科大学院で準備・提供される学習への意欲が全般的に低く、法科大学院教育全体に対しても積極的に関わらない傾向が現われつつある。

3. 学生に与える影響

3-1. 入学前の学部生に与える影響

【法科大学院志願者の減少】

- ・予備試験の受験者数の増加と反比例して、法科大学院の受験に必要な法科大学院統一適性試験の受験者が減少し、したがって、法科大学院の入学試験の受験者数が減少している。受験者の減少は、法科大学院のうち中堅以下の法科大学院に大きな影響を与えている。
- ・最大の影響は、司法試験を目指す学生が法科大学院より予備試験の方がよいと判断して、法科大学院への進学を目指さなくなっていることである。現在では、多くの学生の意識は、まず予備試験を第一に考え、法科大学院への進学は、予備試験に合格しなかったときか、あるいは自分で勉強することに自信が持てない法科大学院で教えてもらいたいと考える学生に限られる傾向が出ている。そのため、減少傾向にある法科大学院の志願者数が、輪をかけて減少することになり、法科大学院において志願者を確保することが非常に難しくなっている。
- ・相当数の法曹志望者が法科大学院への進学を選択肢から外し、予備試験受験へ流れている動向があるものと感じている。

【学部学生の進路選択に与える影響】

- ・学生が、法科大学院に進学するよりも学部で留年するという選択をすれば、学部教育に対して新たなゆがみを生じる契機となりうる。
- ・予備試験合格ルートの方が就職に有利と考え、学部3年生で法科大学院への飛び級合格を辞退して、予備試験の準備を進めている学部生もいる。

【優秀な学生の確保が困難】

- ・優秀な学部生が予備試験を目指し、法科大学院に進学しなくなる傾向にあり、法学既修者の確保が困難になっている。

3-2. 法科大学院在学中の学生に与える影響

【成績のよい学生が受験対策を行っている実態】

- ・予備試験が併存している関係で、法科大学院在学中の中で、とくに成績のよい学生を中心に、予備試験の受験準備を行う傾向が広く認められる。こうした学生の準備活動は、法科大学院の教育課程が予定している学修以外の作業に時間を消費させる結果となっており、法科大学院教育の深化を妨げている。

【他の学生に与える不安感、焦燥感などの影響】

- ・試験対策に特化された勉強のみに専念してきた受験生と競争することを法科大学院修了生が求められることは、法科大学院生全体に本来不要な焦燥感を与えることになっている。
- ・クラス内に予備試験合格者、あるいはさらに予備試験合格にもとづく司法試験合格者がいると、それ以外の学生の中で、日々の勉強のしかたや修了後の進路について過度かつ無用の不安を抱く者がいる。

【休学者、退学者の存在】

- ・予備試験合格を機に休学して、事実上大学施設の利用を続けた上で司法試験を受験し、合格した暁に退学したい、との希望を申し出たケースがある。

【模擬試験として活用されている実態】

- ・予備試験は、法科大学院在校生にとって自分の実力を知るための方法として使われている側面がある。